

ご意見の内容と神戸市の考え方

(お寄せいただいたご意見の内容は、趣旨を損なわない範囲で要約しております。)

(1) 障害児支援の利用者負担の見直しについて 15件

| No. | ご意見の内容 | 神戸市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | 放課後等デイサービスや児童発達支援の利用者負担について、神戸市は国の基準より負担が少なくありがたい。 | ・障害児支援事業は児童福祉法に基づく福祉制度であり、国の基準に基づき実施されています。 |
| 2 | これまで神戸市が独自に所得階層を細かく設定していたことを知らなかった。とても素晴らしい。 | 利用者負担額は、利用したサービス費用の1割が原則となっていますが、所得に応じた上限額が国において設定されています。 |
| 3 | これまで神戸市が独自に所得階層を細かく設定していたことを知り、ありがたいと思った。 | |
| 4 | 神戸市が障害児者に対して手厚い支援をしていることがよく分かった。 | ・神戸市では、利用者負担額(上限額)について、国の基準に加え、市が財源を負担しているさらに細かい現在の独自基準があり、両者が併存していることで、その内容が複雑でわかりにくいことが課題でした。 |
| 5 | 国基準に合わせていくことによって困る人がいないのか。 (市独自基準によって経済的に守られていた方がいないか。) 見直しによって、本当に困っている人が取り残されないか。財政難が原因なら、もっと他に検討するところはないか。福祉を犠牲にしなくては行けないか。 4,600円と13,600円の間にもう一段階8,000円台の金額設定が必要ではないか。 たった数百円の税額の差で、負担上限額に大差がついてしまうのではないか。 そのことで、所得を隠そうとする人が増えないか。あるいは働きたくても負担上限額が変わるからと働かない人が増えないか。結果的に労働力に制限をかけることにならないか。 | さらに市独自基準算定のための申請書類(源泉徴収票等)の提出が必要な場合があり、利用者にとって手続の煩雑さもありました。 ・今回の見直しは、国や他都市の状況等も踏まえつつ、利用者や事業者の皆様にとってよりわかりやすく、申請書類についても簡素化するとともに、障害児支援制度を今後も安定的に運用していくために改正を行うものです。 |
| 6 | 4,600円から13,600円(約3倍にもなる料金)にいきなり跳ね上がるのは困る。 今のままの神戸市の独自基準でお願いしたい。併せて神戸市からも国に訴えてほしい。 | ・新基準による試算では、これまでと同じ利用状況・所得状況の場合、約9割の世帯は影響がなく、負担が減る世帯も一部あります。 |
| 7 | 利用者負担の見直しは、誰にとってわかりやすくなるのか。 | |
| 8 | 所得階層が19段階から6段階になることは仕方ないかもしれないが、4,600円の次の階層がいきなり3倍の13,600円となるので、その間の上限額階層を設定できないか。 境界付近の所得の世帯はショックが大きいと思う。国基準の金額自体が腑に落ちない。国と同じ基準にならないか不安。 | ・今回の見直しにおいても、国の基準より低い負担上限額の階層を設けることで、負担額が大幅に増加しないよう、激変緩和を図っています。 |
| 9 | 今回の改正で、利用料が上がる方向に向かうことが残念。 家族が路頭に迷うほどの困窮状態になるわけではないが、子育てをしていく上で必要経費がかさんでいくことは、子どもを育てることに消極的な気持ちになる。 金銭的な負担をあまり気にすることなく育児をしていきたい。 | ・なお、新基準においても、所得に応じた負担上限額が適用されるため、経済状況等の影響により所得が大きく下がった場合には、負担上限額が減額となる場合もあります。 |
| 10 | コロナ対策等に多くの予算が必要であることはわかるが、子育てを支援できる市町村に自然と若い世帯が集まると思うので、引き続き魅力ある神戸の街であるようこれまでの手厚い支援継続を望む。 | |
| 11 | 給食費などの負担が大きい。負担を少しでも軽くしてほしい。 | |
| 12 | 物価高騰の影響がある中、今回の利用者負担の見直しは時期尚早だと思う。 | |

| | | |
|----|--|--|
| 13 | 利用者負担の食費部分・補足給付・医療部分については、意見公募の説明資料だけでは理解不能。 | 利用者負担の食費部分・補足給付・医療部分についても、国の基準に加え市独自の基準が併存し複雑だったものについて、国基準に統一を図ります。 ただし、国の基準においても利用者の所得のほか、利用される施設の職員体制など個々の利用者ごとに算定に必要な要素が多く定められており、意見公募の資料中に例示を挙げる等の表現ができませんでした。 対象となる方には、個別の負担額を新基準適用以降に受給者証を更新するそれぞれの時期に（その時点の所得状況を基に算定し、）お知らせすることになりますが、決定額等に関するお問い合わせについて、個別に丁寧に説明してまいります。 |
| 14 | 見直し後の追跡調査報告を望む。 | 今回の見直しにおいては、負担額が大幅に増加しないよう、国の基準より低い負担上限額の |
| 15 | 今回の見直しが行われた後、障害児者の家庭負担が大幅に増えていないか検証が行われることを願う。また、必要に応じた修正が行われることを望む。 | 階層を設け、激変緩和を図っているところですが、できる限り状況把握に努めてまいります。 |

(2) 日常生活用具（紙おむつ）の支給要件変更について 39件

| No. | ご意見の内容 | 神戸市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | 対象者を広げることで助かる人は多くなると思う。 | 紙おむつがなければ生活が困難な方により広く助成を行うため、現行の「3歳未満に発現した非進行性脳病変による脳原性運動機能障害」の方等に加えて、「重度の知的障害者」、「難病患者等」の方にも支給対象者を拡大します。 |
| 2 | 対象外だった人に支給が認められることは大変画期的なことだと思う。 | |
| 3 | 対象者拡大は施設として大変嬉しい。 | |
| 4 | 支給範囲を拡げることには賛成。 | |
| 5 | 対象者が拡大され、助かる方が多くいると思う。 | |
| 6 | 対象者拡大に賛成。それに伴い支給額が場合によって減額になることは理解できる。 | |
| 7 | 対象を広げることはいいこと。 | |
| 8 | 対象者を広める事には大賛成。身近で困っている人がいたので大変意義ある改善。 | |
| 9 | 対象者が拡大されるのは賛成。 | |
| 10 | 対象者が拡大されたのはとても素晴らしい。 | |
| 11 | 対象者が広がることはありがたい。 | |
| 12 | 対象者拡大は良い事だと思う。 | |
| 13 | 対象者拡大に感謝。 | |

| | | |
|----|---|--|
| 14 | 対象者を広げて財源をシェアしていくのは仕方ないと思うが、月額上限12,000円では足りない。重度な医療的ケアがあると必要な物品が多く負担は大きい。 | ・日常生活用具費支給事業は、用具の購入費の一部を支給する事業であり、基準額は市場価格や他の自治体における実績等を考慮し、専門家の意見を聴取した上で決定しています。 |
| 15 | 支給金額を一律にして大幅減額となると困る。とても足りない。 | |
| 16 | 支給対象者拡大は嬉しいが、減額になって困る人が多いので心苦しい。もう少し上乘せで上限金額の見直しを。 | ・他の自治体の状況を調査したところ、支給対象者については本市より広く認めている自治体がほとんどであり、政令市20市中17市及び近隣5市における基準額は月12,000円前後でした。 |
| 17 | 月額上限額を減らすのはやめてほしい。利用者が拡大されるからといって、上限額が必要な人の支給額が減らされるのは納得いかない。かえって困る人が増える。 | |
| 18 | 4月から物価上昇とともにオムツの価格も上がっており、足りずに負担しているのが現状。引き下げは、撤廃してほしい。 | ・また、紙おむつの使い方について、メーカー数社に聞き取り調査を行ったところ、メーカーでは紙おむつとパッドの併用を一般的に想定しており、概ね月10,000円前後に収まると試算しています。 |
| 19 | 今でも毎月ギリギリで自腹で買う時もあるぐらい。学生時代までは尿取りパットも必要なくオムツも小さくて安かったので半分ぐらいの金額で十分だったが、大人になると尿取りパットは絶対に必要。 | |
| 20 | 現行ではまかなえているが、減額されると毎月8,000円の支出になる。確におむつの種類は増えたが、娘の体に合うおむつは選択肢がない。選択肢がなく変更後の金額ではまかなえない人は現行のままにしてほしい。 | ・近年は大人用紙おむつを製造するメーカーも増えており、サイズや吸収量といった種類や性能も多岐に渡る製品が販売されています。様々な製品を組み合わせるなどし、使い方を工夫していただくことも可能です。 |
| 21 | 現在でも自己負担が発生している。本人の状態は変わらず、親の収入も増えない中での自己負担増は生活を圧迫する。 | |
| 22 | 今でも全然足りないという人もいて、我が家も半分くらいに減るため、不足が出そう。 | ・障害児者施設における実態調査においても、紙おむつを使用している方の多くがパッドを併用しており、メーカーの説明と同じくらいの頻度で交換していることが分かりました。 |
| 23 | 20,600円でも何とかギリギリという人がいる。現状を把握したうえで金額を設定したのか。周囲の自治体に合わせただけではないか。再度当事者にヒアリングしてもいいのではないか。排泄交換の回数制限をしたり、ようやく肌に合うおむつを見つけた我が家にとってはまた種類を一から探ることになる。一元化しますだけでは納得がいかない。もう一段階の金額設定があっても良かったのではないか。 | |
| 24 | メーカーによっても値段が違い、メーカーを変えて横漏れしにくい今のオムツにたどり着いた。それを注文できなくなったり月々の枚数も足りなくなるのも困る。オムツなんてどれも一緒と思うかもしれないが個々によって色々違うので一律の支給額は反対。 | ・今回の見直しで基準額が下がりご負担が増える可能性のあるご利用者様がおられることは承知しておりますが、紙おむつを必要とするより多くの方にこの制度をご利用していただきたいと考えています。ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 25 | いきなり半額近くまで減額されるのは当事者にとって厳しいと思う。段階的にするなど出来なかったのか。 | |
| 26 | 必要な人は20,600円でも足りないと聞いている。 | |
| 27 | 今まで市が障害児者に対しての高額な補助をしていたことが分かったので、それが減額する方向に向かうことが残念でならない。 | |
| 28 | 物価高でオムツも値上げが決定しているのに、支給額が下がるのは納得がいかない。健常者であれば当たり前の行為が、障害がある事で難しいのであれば支援は必要不可欠。オムツの使用回数も障害によって様々。支給額が下がれば自己負担が増え、他のところで切り詰めなければならなくなる。もしくは、働きに出なくてはならなくなる。子どもは気管切開をしていて、他のケアにもかなり自己負担を強いられている。市の一般会計は黒字で、財政状況も良好ならば、どうして障害のある人達に負担を大きくする必要があるのか。 | |

| | | |
|----|--|--|
| 29 | <p>肢体不自由の方について「脳原性運動機能障害」の条件に変更が無かったことは非常に残念。いつ、何が原因で障害者になったとしても現時点で紙おむつを必要とされる状況には変わらない。再度検討を。</p> | <p>他の政令市や近隣市において対象とされている方は、この度の対象者拡大により概ね対象となりますが、引き続き紙おむつを必要とされる方のご意見をお聞きし、医師または専門家の意見や他都市の状況も参考にしながら、対象者の要件については今後も検討していきます。</p> |
| 30 | <p>我が子は筋ジストロフィーで助成を受けられるようになったが、脳原性でないからと寝たきりであってもおむつが助成されていない場合もありそれはおかしい。本当に困っている人に対しては支給されるべきではないか。</p> | |
| 31 | <p>利用者の家族も高齢になっており、書類を作成して申請することが難しくなっている。施設が代理申請し代理受領できるような仕組みを整えてほしい。</p> | <p>申請にかかる負担を軽減できるよう、書類の見直し等について検討します。</p> |
| 32 | <p>娘は難病だが、何故福祉事務所長の認めた者と付け足しがあるのか。難病で排泄の意思表示できないだけでは駄目なのか。</p> | <p>身体障害者手帳や療育手帳をお持ちの方については、障害の種類や級などで障害の内容や程度を示すことができますが、難病等の方については医師意見書をもとに福祉事務所長が用具の必要性について判断しています。給付の決定は、難病等の方に限らず全て福祉事務所長が行うため、より適切な表現について検討します。</p> |
| 33 | <p>拡大することで支給対象者がどれくらい増えるのか。</p> | <p>300～400人の増加を見込んでいます。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 34 | 子供用と大人用でオムツの値段の差が大きく違う。月1万2千円では全く収まらない。全員一律というのはおかしい。成人までと成人からで金額をわけるなら納得できる。 | ・こども用と大人用では大人用の方が価格が高めであるため、より多くかかる大人用のおむつやパッドの価格を参考に基準額の検討を行いました。 |
| 35 | 一律ではなく、使用量に応じた支給はできないか。 | ・基準額の月12,000円というのは上限額であり、基準額の範囲内で必要な額を申請いただくこととなります。 |
| 36 | 現状の業者を通しての紙おむつ購入は費用がかさみ過ぎる。ネットで購入した時と業者から購入した時では単価が千円ほど違う。支給額を減額するのであれば、支給額の中で一つでも多くのおむつが購入できるような方策を考えてほしい。 | ・本市の日常生活用具費支給事業では、利用者の方が一時的に購入費の全額を負担しないで済むよう、市から事業者へ費用を直接支払う代理受領方式をとっており、それが可能な事業者でしたらご利用していただけます。 |
| 37 | 体格的に大人用では大きすぎたり子供用では小さすぎる場合などは選択肢が少なく、高額な商品でも購入せざるを得ない。ドラッグストアやネット通販など、できるだけ値引きされたものを購入して、そのレシートを提示することで日常生活用具費を支給してほしい。これまでの福祉用具の業者から購入すると月額16800円前後、ネット通販では12500円前後となり、4000円程度は費用を抑えられる見込み。それが叶わない場合でも、なんらかの負担軽減策を取ってほしい。 | ・令和3年度の支払実績によると約40事業者が紙おむつの購入先として利用されており、その中にはドラッグストアもございます。 ・今後、更に購入先の選択肢が増えるような取り組みについて検討していきます。 |
| 38 | なぜ入所の障害児者には紙おむつが支給されないのか。個人の月々の使用枚数により実費を施設に支払っている。月平均令和3年は約1.3万円、令和4年は約1.5万円であり、重い負担になる。施設の対応には問題ないが、自治体により紙おむつ代が給付される場所もあり、施設により日用品費に含まれているなど全国的に施設間格差もある。施設入所者も何割かの給付金を支給する対象者にはできないか。 | 障害児者施設を利用されている方については、所得等に応じた食費や光熱水費、日用品費、医療費（医療型施設の場合）の負担を軽減する仕組みが既にあることなどから、日常生活用具費支給事業（おむつを含む）は、在宅で生活されている方を支給の対象としています。ご理解いただきますようお願いいたします。 |
| 39 | 施設入所者を支給対象に加えてほしい。現在は実費を負担しており、月平均支払額は約1.4万円。障害基礎年金に占める紙おむつの実費支払額は大きく、家族は負担に感じている。 | |

(3) 補装具・日常生活用具の利用者負担上限月額区分の見直しについて 1件

| No. | ご意見の内容 | 神戸市の考え方 |
|-----|--|--|
| 1 | 18歳が変わるラインというのは理解した。18歳以上で世帯主の所得を基準に決まらないことは大変ありがたい。 | 18歳以上の場合は、ご本人または配偶者のうち多く課税されている方の所得で負担上限月額の区分が決まります。 |

(4) その他全体にかかる意見 1件

| No. | ご意見の内容 | 神戸市の考え方 |
|-----|---|--|
| 1 | 昨今、物価高騰や福祉に携わる人員確保等、障害児・者を取り巻く環境は厳しいと言わざるを得ない。色々な厳しさから、制度維持の為には、見直ししなくてはいけない事もあるだろう事は理解しているが、医療や福祉は命や日々の暮らしに直結するものである。それを前提とした見直しであって欲しい。見直すなら、いい人材が長く働き続けられる様に、事業所の運営が上手く回る様に十分な支援、補助をお願いする。 | 障害児者にとって医療や福祉サービスは日々の暮らしに欠かせないものであり、安定して制度を維持していく必要があるものと考えます。いただいたご意見も踏まえ、今後の施策の参考にさせていただきます。 |